

資料編

- 小田原市緑の基本計画改訂経過概要
- 小田原市緑の基本計画改訂懇談会および庁内連絡会議
 - 小田原市緑の基本計画改訂懇談会 開催要綱
 - 小田原市緑の基本計画改訂懇談会 委員名簿
 - 小田原市緑の基本計画改訂作業に伴う庁内連絡会議 構成名簿
- 「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言
- 緑地の整備目標総括表
- 公園未充足地区
- 「小田原市みどりのアンケート」調査票
- みどりの推進施策一覧
- 用語の解説
- みどりの取り組み 行動別インデックス

小田原市緑の基本計画改訂経過概要

スケジュール	検討内容
第1回改訂懇談会 (平成26年8月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画の策定趣旨について ○みどりに関する市民意識調査の概要について ○小田原市のみどりの概況施設について
小田原市のみどりに対する市民の意識と意向調査 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象：無作為抽出による小田原市民（20歳以上）1,000名。なお、地域別人口の割合で抽出 ○実施方法：郵送によりアンケート調査票を送付、返信用封筒で回収 ○調査時期：平成26年9月4日～平成26年10月10日 ○回収状況：回収数＝212件（回収率＝21%） 有効回答票＝209票（無記入返信3票を除く）
第2回改訂懇談会 (平成26年11月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりに関する市民意識調査の結果について ○小田原市のみどりの特性と課題について ○基本方針（素案）について
第3回改訂懇談会 (平成27年2月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念（案）について ○基本方針について ○みどりの将来都市像（案）について
常任委員会報告 (平成27年6月16日)	○緑の基本計画改訂作業の中間報告について
第4回改訂懇談会 (平成27年8月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画目標（案）について ○緑地の保全・創出に関する方針、都市公園の整備・管理に関する方針について ○みどりの推進施策について
第1回庁内連絡会議 (平成27年10月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念（案）について ○基本方針について
第2回庁内連絡会議 (平成27年11月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内調整の結果報告 ○緑の基本計画[改訂版]（素案）について（パブリックコメント公表資料）
第5回改訂懇談会 (平成27年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念について ○計画目標について ○緑化重点地区について ○地域別計画について ○緑の基本計画[改訂版]（素案）について（パブリックコメント公表資料）
神奈川県法定協議	<ul style="list-style-type: none"> ○実施期間：平成28年1月13日～平成28年2月25日 ○法定協議に係る意見数：0件
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ○募集期間：平成28年1月14日～2月12日 ○提出者数：3名 ○意見総数：40件
常任委員会報告 基本計画改訂素案報告 (平成28年2月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施について ○緑の基本計画[改訂版]（素案）等について
都市計画審議会報告 (平成28年2月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施について ○緑の基本計画[改訂版]（素案）等について
第3回庁内連絡会議 (平成28年3月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント等で提出された意見と意見に対する市の考え方について ○緑の基本計画[改訂版]（原案）について ○今後の取り組みについて
第6回改訂懇談会 (平成28年3月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント等で提出された意見と意見に対する市の考え方について ○緑の基本計画[改訂版]（原案）について ○今後の取り組みについて ○「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言

小田原市緑の基本計画改訂懇談会開催要綱

(平成26年 7月 7日)

小田原市緑の基本計画改訂懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づき策定された小田原市緑の基本計画の改訂に関する調査、方針等について、市民、学識経験者及び関係者の意見を聴取するため、小田原市緑の基本計画改訂懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 商工業関係者
- (4) 関係行政機関
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 懇談会には会長及び副会長1人を置き、前条第1号に掲げる者のうちから、構成員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 懇談会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない事由により会議を欠席する場合は、その構成員が所属する団体等から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

(関係者の出席)

第5条 市長は、懇談会において必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議及び資料の公開)

第6条 懇談会の会議及び資料は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、これを公開しないことができる。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、懇談会の会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 懇談会の事務は、建設部みどり公園課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

小田原市緑の基本計画改訂懇談会 委員名簿

任期：平成26年8月8日～平成28年3月23日

種別	氏名	選出団体名等	備考
学識経験者	こしみず はじめ 輿水 肇	明治大学 教授	～H27. 3
		(公財)都市緑化機構 理事長	H27. 4～
学識経験者	つちや しろう 土屋 志郎	明治大学 兼任講師 技術士(都市及び地方計画)	
関係行政機関	こばやし じゅんいち 小林 純一	神奈川県西土木事務所 小田原土木センター所長	～H26. 8
	くまざわ いちじ 熊沢 一二	神奈川県西土木事務所 小田原土木センター所長	H26. 9～
市職員	わだ しんじ 和田 伸二	小田原市環境部長	
市職員	ないとう ひでお 内藤 日出男	小田原市都市部長	
市民	かわぐち ひろぞう 川口 博三	小田原市自治会総連合推薦 小田原市自治会総連合理事	
市民	まきおか しづな 牧岡 志津菜	市民	
市民	いのうえ のりこ 井上 典子	市民	
市民	かとう なおこ 加藤 尚子	市民	
商工業関係者	さくらい やすゆき 櫻井 泰行	小田原箱根商工会議所推薦 まちづくりビジョン特別委員会 委員長	
市長が必要と認める者	やぎ りょうこ 八木 量子	フラワーガーデン指定管理者(副園長)	～H27. 3
		フラワーガーデン指定管理者(園長)	H27. 4～
事務局	あめみや けんじ 雨宮 謙二	建設部長	～H27. 3
	やながわ きみとし 柳川 公利	建設部長	H27. 4～
	建設部みどり公園課		

小田原市緑の基本計画改訂作業に伴う庁内連絡会議

構成名簿

番号	課名
1	企画政策課
2	管財契約課
3	地域政策課
4	防災対策課
5	文化政策課
6	文化財課
7	環境政策課
8	環境保護課
9	子育て政策課
10	青少年課
11	産業政策課
12	観光課
13	農政課
14	都市政策課
15	都市計画課
16	開発審査課
17	建設政策課
18	道水路整備課
19	総務課
20	スポーツ課
21	教育指導課
22	建築指導課
23	拠点施設整備課
24	農業委員会
25	教育総務課

「小田原市緑の基本計画」の改訂に関する提言

「小田原市緑の基本計画改訂懇談会」では、平成26年8月の発足以来、約1年8ヶ月の間、熱心かつ率直な意見交換により様々な議論を重ねてまいりました。

このたび、「小田原市緑の基本計画〔改訂版〕」として取りまとめに至りましたが、この計画改訂により、良好な自然環境をはじめ様々な資源を有するこの小田原の更なる魅力向上への取り組みを進めていただきたく、本懇談会として、次の事項について意見を附すものです。

1. 基本方針の一つに掲げた「みどりのマネジメント」は、持続可能なみどりを次世代に継承するために実施する様々な施策を支える、最も重要かつ本改訂の目的を象徴するものであるため、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方の考え方も考慮し、最優先で取り組んでいただきたい。
2. 公園等の活用や民間活力の導入、歴史的風致維持向上計画等との関係による国の補助金など、施策推進のための財源確保に努め、計画の実現に向け可能な限りの対応をしていただきたい。
また、ふるさとみどり基金を有効活用した、資金循環の仕組みづくりに向け検討していただきたい。
3. 計画推進を目的とした第三者で構成される協議会設置の検討を早期に進めるとともに、概ね5年ごとに計画の進捗及び見直しを検討し、PDCAサイクルの観点から、今後の社会経済情勢の変化や制度改定等に的確に対応するよう努めていただきたい。
4. 改訂計画は、今後の見直しも含め、市民等にも広く公表するなど、市民との協働という意識啓発に努めていただきたい。

平成28年3月23日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市緑の基本計画改訂懇談会
会長 輿水 肇

緑の基本計画 緑地の整備目標総括表

年次 施設緑地種別	現況(平成26年度)												目標年次(平成37年度)												備考
	市街化区域				都市計画区域				市街化区域				都市計画区域				市街化区域				都市計画区域				
	整備量		m ² /人		整備量		m ² /人		整備量		m ² /人		整備量		m ² /人		整備量		m ² /人		整備量		m ² /人		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区公園	131	13.24	134	13.68	0.70																				
近隣公園																									
公園	1	11.10	3	33.52	1.71																				
地区公園	1	12.41	1	12.41	0.63																				
運動公園	133	36.75	138	59.61	3.05																				
基幹公園計																									
風致公園																									
特殊公園	1	3.16	2	8.87	0.45																				
動物公園																									
歴史公園	1	3.16	1	3.16	0.16																				
墓園	1		1	13.40	0.69																				
その他																									
緑道	3	1.41	4	1.83	0.09																				
広域公園																									
都市公園計	137	41.32	147	101.80	5.21																				
公共施設緑地	52	34.14	85	92.26	4.72																				
都市公園等合計	189	75.46	232	194.06	9.92																				
民間施設緑地	38	2.57	63	155.01	7.93																				
施設緑地計	227	78.03	295	349.07	17.85																				
特別緑地保全地区																									
緑地保全地域																									
風致地区	3	80.00	3	323.00	16.52																				
生産緑地地区	489	68.60	489	68.60	3.51																				
地区計画	5	5.61	5	5.61	0.29																				
河川区域	4	12.28	7	293.00	14.98																				
その他法によるもの	1	23.64	5	8,915.21	455.95																				
法によるもの計	502	190.13	509	9,605.42	491.25																				
条例等によるもの	2	4.04	2	6.81	0.35																				
小計	504	194.17	511	9,612.23	491.59																				
地域創縁地間の重複		12.29		3,589.85																					
地域創縁地計	504	181.88	511	6,022.38	308.00																				
施設・地域創縁地間の重複		25.27		145.39																					
緑地総計	731	234.64	806	6,226.06	318.42																				
人口				195,532	人																				
面積				2,797	ha																				
都市計画区域面積				11,406	ha																				
市街化区域面積				8.39	%																				
都市計画区域面積に対する割合				54.59	%																				
緑地の確保目標水準				5.21	m ² /人																				
都市公園等の目標水準				9.92	m ² /人																				
(住民一人当たりの面積)																									

公園未充足地区

都市公園等未充足地区の特定

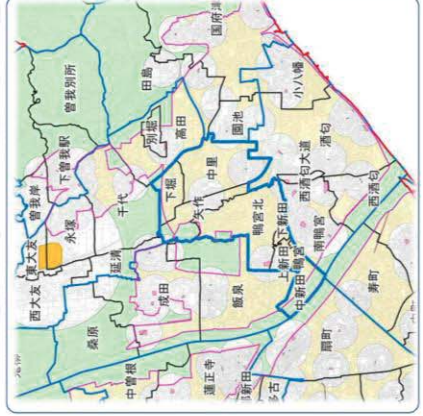
以下の条件から、面積を算定する6自治体を選出し、都市公園等に對する未充足地区の特定を行う。

大ゾーン名称	条件1 一人当たり公園面積≧100㎡		条件2 一人当たり公園面積≧100㎡		条件3 公園施設保有率≧80.0%		条件4 公園施設保有率≧80.0%		条件5 市別公園面積≧80.0%		条件6 2018年の人口の増ひ		大ゾーン名称	大ゾーン判定
	一人当たり公園面積 (㎡/人)	判定	一人当たり公園面積 (㎡/人)	判定	公園施設保有率 (%)	判定	公園施設保有率 (%)	判定	市別公園面積 (㎡)	判定	人口増ひによる人口の増ひ	判定		
01中央地区	4.79㎡/人	×	9.34㎡/人	×	70.8%	×	88.6%	○	88.2%	○	あり	×	01中央地区	×
02本庁地区	16.45㎡/人	○	29.94㎡/人	○	70.4%	○	79.7%	×	15.0%	×	なし	×	02本庁地区	×
03富士地区	4.57㎡/人	×	5.71㎡/人	×	46.3%	×	66.0%	×	52.6%	×	あり	×	03富士地区	×
04大塚地区	1.80㎡/人	×	6.85㎡/人	×	64.1%	×	74.5%	×	23.8%	×	なし	×	04大塚地区	×
05早川地区	1.31㎡/人	×	19.12㎡/人	○	56.0%	○	58.2%	×	5.5%	×	なし	×	05早川地区	×
06下府中地区	0.12㎡/人	×	1.27㎡/人	×	28.0%	×	47.2%	×	87.4%	○	あり	○	06下府中地区	○
07梅井地区	0.04㎡/人	×	2.44㎡/人	×	23.6%	×	62.5%	×	35.7%	×	なし	×	07梅井地区	×
08豊川地区	1.64㎡/人	×	3.03㎡/人	×	52.4%	×	53.2%	×	44.4%	×	あり	×	08豊川地区	×
09上府中地区	10.15㎡/人	○	12.24㎡/人	○	40.8%	○	53.3%	×	43.3%	×	あり	×	09上府中地区	×
10下巻我地区	1.08㎡/人	×	3.83㎡/人	×	97.4%	○	97.4%	○	6.3%	×	なし	×	10下巻我地区	×
11国府津地区	0.86㎡/人	×	2.43㎡/人	×	60.4%	×	72.1%	×	43.3%	×	あり	×	11国府津地区	×
12酒匂地区	1.25㎡/人	×	6.58㎡/人	×	65.5%	×	81.1%	○	87.5%	○	なし	×	12酒匂地区	×
13片浦地区	0.00㎡/人	×	4.83㎡/人	×	—	○	—	○	0.0%	×	なし	×	13片浦地区	×
14巻我地区	0.51㎡/人	×	7.41㎡/人	×	—	○	—	○	0.0%	×	なし	×	14巻我地区	×
15橋地区	5.41㎡/人	×	9.33㎡/人	×	99.3%	○	99.3%	○	19.1%	×	なし	×	15橋地区	×

大ゾーン下府中地区に隣接する区域の配置状況を条件1~4で分析

中ゾーン名称	条件1 一人当たり公園面積 (㎡/人)		条件2 一人当たり公園面積 (㎡/人)		条件3 公園施設保有率 (%)		条件4 公園施設保有率 (%)	
	一人当たり公園面積 (㎡/人)	判定	一人当たり公園面積 (㎡/人)	判定	公園施設保有率 (%)	判定	公園施設保有率 (%)	判定
町町	0.47㎡/人	×	5.58㎡/人	×	60.9%	×	71.3%	×
藤原	0.07㎡/人	×	0.07㎡/人	×	32.3%	×	32.4%	×
成田	4.26㎡/人	×	7.84㎡/人	×	75.7%	×	76.9%	×
高田	0.24㎡/人	×	2.93㎡/人	×	26.8%	×	52.4%	×
千代	0.00㎡/人	×	4.04㎡/人	×	56.8%	×	61.4%	×
延清	0.00㎡/人	×	2.07㎡/人	×	37.2%	×	37.2%	×
圃池	0.32㎡/人	×	0.32㎡/人	×	83.4%	○	84.5%	○
田島	0.62㎡/人	×	1.37㎡/人	×	66.4%	×	72.9%	×
尚輔宮	2.55㎡/人	×	4.08㎡/人	×	88.1%	○	91.3%	○
酒匂	0.49㎡/人	×	6.74㎡/人	×	57.7%	×	77.7%	×

【下府中地区に隣接する中ゾーン】



※各自治体は面積の異なる中ゾーン

—小田原市のみどりに関する市民意識調査—

小田原市 みどりのアンケート

小田原市建設部みどり公園課

【調査の主旨とアンケートのお願い】

小田原市では、「緑の基本計画（緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画）」の策定（改訂）に向けて、平成26～27年度に検討を行うこととしております。

「緑の基本計画」は、「都市緑地法」に基づき、市町村が策定する緑に関する総合的な計画で、次のような特色があります。

- みどりに関する市の総合的な計画です。
- 小田原市の特性を生かし、本市の緑のあるべき姿を明らかにする計画です。
- 市民・企業・行政などが協働して取り組むための指針（ガイドライン）です。

このアンケートは、「緑の基本計画」策定にあたり、市民の皆様“みどり”に関する意向をお伺いするために行うもので、小田原の“みどり”に関する課題の検討に反映し、市民の皆様とともに緑のまちづくりを展開していきたいと思っております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【調査票の返送および問合せ先について】

- 返送方法 2ページ以降の設問にご回答の上、同封の封筒にこの回答票を入れ、最寄のポストに投函してください（切手不要）。
または、封筒に入れた回答票を小田原フラワーガーデンまでお持ちください。
フラワーガーデンにお持ちいただいた方には、プレゼントを用意しています
(別添のチラシをご覧ください)。
- 返送期限 **平成26年9月30日**まで
- お問合せ 小田原市役所 建設部みどり公園課 公園係
電話0465 (33) 1581 FAX0465 (33) 1565
E-mail koen@city.odawara.kanagawa.jp

【アンケート記入上の注意事項】

1. 質問は全部で21問あります。回答は、この用紙に直接ご記入ください。
2. 質問に、一つ選んで、三つ選んで、などとなる場合は、その数だけ当てはまる項目の□に○を付けるか、 内に、記入してください。
「その他」という項目に○を付けた場合は、後ろの（ ）内にその内容を簡単に記入してください。

【このアンケートでお尋ねする“みどり”とは】

公園や樹林地、農地、水辺など、日常生活で私たちの身近にある、次のようなさまざまな「緑」を対象としています。



公園

わんぱくらんど、小田原フラワーガーデン、その他の身近な公園など



公共公益施設の緑

街路樹、小中学校の校庭やかもめ図書館、松永記念館など文化施設の植栽など



水・水辺・海岸

酒匂川などの河川や小田原用水などの水路、海辺など



住まいの緑

住まいの生垣、庭木、屋敷林など



民間施設の緑

神社仏閣の樹林、商業施設、工場・事業所の植栽、ゴルフ場など



農地・山林

水田や畑、梅林、みかんなどの果樹園、山林、植林地、雑木林など

I 小田原市の“みどり”について、あなたの印象を伺います。

問1. あなたは小田原市の“みどり”に関心がありますか。

①～④から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 関心がある
- ② 少し関心がある
- ③ あまり関心がない
- ④ 関心がない

問2. あなたのお住まいの周りの“みどり”の変化について、どのように感じますか。

①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 減っている
- ② 量は減っていないと思うが、荒れてきた
- ③ 量が減っているうえに、荒れてきている
- ④ 増えている
- ⑤ 変わらない

問3. あなたのお住まいの周りの“みどり”の現状についてどう思われますか。

①～⑥のうち、あなたが感じている印象に近いと思われるものを一つ選んで、○を記入してください。

- ① とても豊かできれい
- ② きれいだとは思いますが、量的に少ない
- ③ たくさんあるが、あまりきれいだと思わない
- ④ 今は貧弱だが、育っていけば豊かになると思う
- ⑤ みどりがほとんどないので、もっと木や草花があるとよい
- ⑥ みどりはほとんどないが、このままで構わない

問4. あなたのお住まいの近くに流れている河川や水路について、どう思われますか。

①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 水がきれいで、護岸や岸辺に木や草花があり快適
- ② 水はきれいだが、護岸や周りに木や草花もなく殺風景
- ③ 水は汚れているが、護岸や岸辺に木や草花があり快適
- ④ 水が汚れており、護岸や周りに木や草花もなく殺風景
- ⑤ 近くに（ふだん歩く範囲に）河川や水路はない
- ⑥ その他（具体的に; _____)

問5. あなたの身の回りの公園について、どう思われますか。

①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 家の近くの公園は足りており、今のままでよい
- ② 家の近くに公園はあるが、使いにくいので改修するとよい
- 改修したいと思う理由と内容を、簡単にお書きください。
- ③ 家の近くに公園がないので、つくってもらいたい
- ④ 家の近くに公園はないが、必要とは思わない
- ⑤ その他（具体的に; _____)

II 市内の様々な場所について、あなたがふだん“みどり”に関して感じていることを伺います。

問6. 小田原市内で、あなたが好きな場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	好きな場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問7. 小田原市内で、あなたが嫌いな場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	嫌いな場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問8. 小田原市内で、あなたの身近で改善したいと思う場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	改善したい場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問9. あなたが市外から訪れた友人や知人に小田原を案内する場合、連れて行きたいと思う場所を3か所あげ、その理由を簡単にお書きください。

	連れて行きたい場所（地名や施設名等）	理由
①		
②		
③		

問10. あなたが一番四季を感じる場所や、歴史文化を感じる“みどり”をそれぞれ2か所あげてください。

	身近で、一番四季を感じる場所	市内で、一番四季を感じる場所	身近で、一番歴史文化を感じるみどり	市内で、一番歴史文化を感じるみどり
①				
②				

Ⅲ 小田原市の“みどり”の取り組みについて、あなたのお考えを伺います。

問11. 小田原市の“みどり”について、どのようにしていくのが望ましいと思いますか。

①～⑥から一つ選んで、○を記入してください。

- ① 今あるみどりが荒れないような手立てをほどこす
- ② 今あるみどりが減らないように積極的に守っていく
- ③ 少なくとも現状のみどりの質や量を維持していく
- ④ まちなかのみどりを積極的に増やしていく
- ⑤ 住宅や工場、オフィスビルや商業施設などを優先させ、みどりが減るのはやむをえない
- ⑥ 成り行きにまかせればよい

問12. “みどり”の空間はいろいろな役割を果たしていますが、あなたは、どのような役割を果たす“みどり”を重視すべきだと思いますか。

重視すべきと思うものを3つ選び、重視すべきだと思う順に1、2、3と記入してください。

- ① まちなかの商店街や観光地のにぎわいや風格を醸し出すようなみどりの空間
- ② まちなかや住まいの周りの景観がきれいになるようなみどりの空間
- ③ 市民が憩い、集い、楽しく過ごせるみどりの空間
- ④ 歴史・文化施設と一体となって、その価値を高めるようなみどりの空間
- ⑤ 子どもたちが外遊びを好きになるような楽しいみどりの空間
- ⑥ いろいろな生き物が棲めるようなみどりの空間
- ⑦ 二酸化炭素吸収など地球温暖化の防止や、生活環境を改善するようなみどりの空間
- ⑧ 火災や災害時に安全に避難できる通路や広場となるようなみどりの空間
- ⑨ その他(具体的に; _____)

問13. 小田原市のこれからのまちづくりにとって、あなたは市内のどのような“みどり”が大切だと思いますか。

①～⑥の“みどり”について、あなたが大切だと思う順に、1から6まで番号を記入してください。

- ① 公園（わんぱくらんど、小田原フラワーガーデン、その他の身近な公園など）
- ② 公共公益施設の緑（街路樹、小中学校の校庭やかもめ図書館、松永記念館等の植栽など）
- ③ 水・水辺・海岸（酒匂川などの河川や小田原用水などの水路、海辺など）
- ④ 住まいの緑（住まいの生垣、庭木、屋敷林など）
- ⑤ 民間施設の緑（神社仏閣の樹林、商業施設、工場・事業所の植栽、ゴルフ場など）
- ⑥ 農地・山林（水田や畑、梅林、みかんなどの果樹園、山林、植林地、雑木林など）

問14. 今後、小田原市（行政）は、市内の“みどり”について、あなたはどのような取り組みが重要だと思いますか。

A～Gの施策について、重要だと思う取り組みを、それぞれ3つずつで選んで、○を記入してください。

【A 公園に関する施策】 ①～⑧から、3つ選んでください。

- ① 子どもの遊び場になる身近な公園を増やす
- ② まちなかに、高齢者が買い物や散歩の途中で休めるような公園を増やす
- ③ まちなかに、近所の人々が気軽に集まり交流の場所になる公園を増やす
- ④ 老朽化した遊具やベンチなどの施設を改修し、安心して利用できる公園にする
- ⑤ 災害時の避難場所や応急物資の備蓄場所となる公園を増やす
- ⑥ 入口の段差をなくすなどバリアフリー化し、誰もが安全に利用できる公園にする
- ⑦ 生物の生息場所や二酸化炭素吸収などに役立つ、みどり豊かな公園を増やす
- ⑧ その他（具体的に； _____）

【B 公共公益施設の緑に関する施策】 ①～⑦から、3つ選んでください。

- ① まちの潤いに乏しく夏に日陰のない道路に、街路樹や花壇などを設ける
- ② 鳥の糞、害虫の大量発生による歩行や居住の支障となる街路樹は、抜本的な対策を行う
- ③ 小中学校の校庭の緑化・芝生化を推進する
- ④ 公民館や図書館などの緑化を推進する
- ⑤ 松永記念館、清閑亭などの歴史的な建造物と一体となった緑を守る
- ⑥ 倒木の危険のありそうな老木を調査し、早めに対処する
- ⑦ その他（具体的に； _____）

【C 水・水辺・海岸に関する施策】 ①～⑥から、3つ選んでください。

- ① 酒匂川、早川などの水辺に、市民が安全に親しめるようなみどり豊かな場所を増やす
- ② 鳥や魚、虫などの多様な生き物が棲めるよう、水辺と一体のみどり豊かな場所を増やす
- ③ 海沿いに残る松林などを守る
- ④ 海辺に市民が憩える緑豊かな場所を増やす
- ⑤ 小田原用水や報徳堀など小田原固有の歴史資源である水路をまちづくりに生かす
- ⑥ その他（具体的に； _____）

【D 住まいの緑に関する施策】 ①～⑨から、3つ選んでください。

- ① 市街地での住まいの新築に対し、適切な緑化の義務づけ等により、みどりを増やす
- ② 住宅の建物の周りの緑化や生垣、花壇づくりを行う市民に対して支援する
- ③ 市街地内の住まいの屋上や壁面を緑化する市民に対して支援する
- ④ 市の歴史や環境にとって大切な屋敷林を維持できるよう、土地所有者を支援する
- ⑤ 土地所有者への支援と併せ、屋敷林の伐採等を一定程度抑制する制度を設ける
- ⑥ 市民ボランティア活動等による屋敷林の管理支援の仕組みを充実する
- ⑦ 一定の条件を満たす重要な屋敷林等に対しては、市が買い取って守る
- ⑧ 開発事業者が屋敷林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける
- ⑨ その他（具体的に； _____）

【E 民間施設の緑に関する施策】 ①～⑨から、3つ選んでください。

- ① 市街地での商業施設や事業所等の新築に対し、適切な緑化の義務づけ等により、みどりを増やす
- ② 商業施設や事業所等の緑化や生垣、花壇づくりを行う事業者に対して支援する
- ③ 市街地内の商業施設や事業所等の屋上や壁面を緑化する事業者に対して支援する
- ④ 市の歴史や環境にとって大切な社寺林を維持できるよう、土地所有者を支援する
- ⑤ 土地所有者への支援と併せ、社寺林の伐採等を一定程度抑制する制度を設ける
- ⑥ 市民ボランティア活動等による社寺林の管理支援の仕組みを充実する
- ⑦ 一定の条件を満たす重要な社寺林等に対しては、市が買い取って守る
- ⑧ 開発事業者が社寺林等を宅地化する際、一定程度みどりを残すような制度等を設ける
- ⑨ その他（具体的に； _____）

【F 農地や山林に関する施策】 ①～⑦から、3つ選んでください。

- ① 市民が農家と交流しながら野菜づくりなどに取り組める市民農園を増やす
- ② 耕作しなくなった土地を緑地として活用する方策を推進する
- ③ 農業を続けていけるように、農産品の地産地消を推進する施策を充実する
- ④ 市民等が進めている里山保全などに関する活動を支援する施策を充実する
- ⑤ 山林の維持について、市民一人一人ができることなどをよく知ってもらうようにする
- ⑥ 林業を続けていけるように、木材や林産物の地産地消を推進する施策を充実する
- ⑦ その他（具体的に； _____）

【G “みどり”の大切さのアピールや守り育てる活動の普及などの施策】

①～⑥から3つ選んでください

- ① “みどり”の大切さや必要性をもっとアピールする
- ② 緑地保全や緑化推進に係る人材を育成し、ボランティア活動を支援する施策を充実する
- ③ 学校などで子どもたちへの環境教育をもっと推進する
- ④ 緑のカーテンや生垣など、家庭や事業所で気軽にみどりを育てるやり方などを普及させる
- ⑤ 樹林地や農地を守るため市民等からの基金を受け入れる制度を充実する
- ⑥ その他（具体的に； _____）

問15. “みどり”を創り、守るために必要な財源について伺います。あなたは、「ふるさとみどり基金」（下欄※1をご覧ください）のことをご存知ですか。

①～④から一つ選んで、〇を記入してください。

また、ふるさとみどり基金がどのように使われているか、ご存知ですか。

①または②に〇を付けた方は、⑦または⑧のどちらかに〇を記入してください。

- ① 知っており、募金したことがある
→ ㊦ 使い道を知っている
 ㊧ 使い道は知らない
- ② 知っているが、募金したことはない
→ ㊦ 使い道を知っている
 ㊧ 使い道は知らない
- ③ 聞いたことはあるが、詳しいことはわからない
- ④ 聞いたことがなく、どういうものかまったく知らない

※1 ふるさとみどり基金

小田原市では、現在小田原市にお住まいの方、小田原市出身の方などから、小田原の自然、歴史、文化などを保全するために募金いただき、緑豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるための基金として「ふるさとみどり基金」を設けています。

問16. “みどり”を守り、創るためにも財源が必要ですが、あなたは“みどり”にかかる財源について、どのように思いますか。

①～⑥から該当する項目を選んで、○を記入してください(いくつでも)。

- ① ふるさとみどり基金の存在やみどりの大切さなどをもっと積極的にPRする
- ② 市民が大勢集まる公共施設などに、ふるさとみどり基金の募金箱を設置する
- ③ 緑化イベントなどを積極的に行い、みどりに関する啓発とともに募金を募る
- ④ 一部公園の有料化や有料イベントなどの収益がみどりのために使える仕組みをつくる
- ⑤ みどりに係る財源は税金で賄うものであり、募金を募る必要はない
- ⑥ その他(具体的に;)

IV あなたご自身の“みどり”の取り組みについて伺います。

問17. あなたは“みどり”を守ったり増やしたりなどの取り組みを行っていますか。

該当する項目に○を記入してください(三つまで)。

- ① 自宅(自分の事務所や店を含む)の庭に木や花を植栽
- ② 自宅(自分の事務所や店を含む)の塀を生垣化
- ③ 自宅の庭を、人々の観賞用に公開
- ④ 身近な公園プロデュース事業に参加 (次ページ※2をご覧ください)
- ⑤ 公園や道路、広場などで仲間と花壇づくり
- ⑥ 公園などで仲間と子どもたちのグループを遊ばせたり、お祭りを開催
- ⑦ 公園、樹林地、田んぼ、川、水路、海辺などで、清掃や維持管理を実施
- ⑧ 樹林地や田んぼ、川、水路、海辺などで、生物調査や観察会などを実施
- ⑨ 人手が入らなくなった樹林地で、土地所有者の協力のもと、保全管理活動を実施
- ⑩ 所有する樹林地の一部を、子どもたちの環境学習の場等として条件付きで開放
- ⑪ 使われなくなった田んぼで、土地所有者の協力のもと、農地として再生する取り組みを実施
- ⑫ 農家の作業を手伝い農地を守る援農活動に参加
- ⑬ その他の取り組み(具体的に;)
- ⑭ 以前、取り組んだことがあるが今はやっていない →問18へ
- ⑮ 取り組みを行ったことはない →問18へ

※①～⑬に○を付けた方は、問20お進みください。

※2 身近な公園プロデュース事業

「あの公園のこの場所に花があればいいのに」とお考えであれば、実際にそこに皆さんの手で花を植えていただきます。皆さんの考えや意思で新たなものをつくって(プロデュースして)地域密着型の愛着のある公園へと導いていく事業です。

問18. 問17で「⑭今はやっていない」「⑮取り組みを行ったことはない」に○を付けた方に伺います。該当する理由を一つ選んで、○を記入してください。

- ① 取り組みたいと考えているがきっかけがない、あるいはやり方がわからない。→問19へ
- ② 一緒にやる人がいなくなった →問20へ
- ③ 体力的に困難 →問20へ
- ④ 取り組みたいと思うが、今は、仕事や子育て、介護などで時間がない →問20へ
- ⑤ その他（具体的に； _____） →問20へ
- ⑥ 取り組もうと考えたことがない →問20へ

問19. 問18で「①取り組みたいと考えているが、きっかけがない、あるいはやり方がわからない」に○をつけた方に伺います。

- (1) どのようなことに取り組みたいと考えていますか。問17①～⑬の該当する記号を下欄 に記入してください（三つまで）。
- (2) その取り組みを行うために、市にどのようなことを望みますか。①～⑤から一つ選んで、○を記入してください。

(1) 取り組みたいと考えていること

問17①～⑬の記号を記入してください（3つまで）

(2) 市に望むこと

- ① 相談窓口や情報の提供
- ② 樹木の剪定や花づくり、里山管理、農作業のやり方などを学べる講習会などの開催
- ③ 活動する仲間づくりのきっかけ
- ④ だれでも参加しやすいしくみづくり
- ⑤ その他（具体的に： _____）

問20. 小田原市の緑の基本計画は、子どもたちのことを考えたまちづくりに役立つ計画としたいと考えています。

小田原市の未来を担う子どもたちに、あなたは何を期待されますか。また、子どもたちが心身ともに健康ですくすくと育つため、“みどり”はどのようなものであるべきだとお考えになりますか。

あなたの意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

問21. 小田原市の“みどり”に関するご意見やご要望等を、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。

【最後に、お答えいただいたあなた のことについてお聞かせください】

- あなたのお住まいはどちらですか。() 内に町名を記入してください。
 記入例) 小田原市荻窪300番地 → (荻窪)
 小田原市羽根尾281番地の3 → (羽根尾)
 小田原市本町1丁目5番12号 → (本町)
 小田原市 ()
- あなたのお歳をお聞かせください。ア～キの記号に○を付けてください。
 ア 20歳代 イ 30歳代 ウ 40歳代 エ 50歳代
 オ 60歳代 カ 70歳代 キ 80歳代以上
- あなたの性別を () 内に記入してください。
 ()
- あなたは、いつ頃から小田原市にお住まいですか。ア～オから選んで、記号に○を付けてください。
 ア 昭和20年(1945年)より前から
 イ 昭和20年～40年(1945～1965年)くらい
 ウ 昭和40年～昭和60年(1965～1985年)くらい
 エ 昭和60年～平成17年(1985～2005年)くらい
 オ 平成18年以降(ここ10年前くらい)から
- あなたの主なお仕事をお聞かせください。ア～クから選んで、記号に○を付けてください。
 ア 農林業 イ 漁業
 ウ 商店経営又は勤務 エ 工場経営又は勤務
 オ サービス業経営又は勤務 カ 家事
 キ 学生 ク その他 ()
- 就業・就学の場所(または、昼間に主にいる場所)は次のどちらですか。どちらかの記号に○を付けてください。
 ア 市内 イ 市外

【緑の基本計画策定のスケジュール(予定)】

平成26年度	「緑の基本計画」基本方針(案)の策定
平成27年度	1月頃 3月末
	「緑の基本計画」に関するパブリックコメント 「緑の基本計画」策定
平成28年度	「緑の基本計画」公表

計画の実現に向けた推進施策一覧表

基本方針1 森・里・海のみどりと「つなぐみどり」を未来に継承します

1-1 “まちを取り巻くみどり”（森・里・海）を守り継承します。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) まちを取り巻くみどり『森』の保全・活用							
①法・条例に基づく地域指定による森林等の保全・活用							
ア) 自然公園の指定と利用	90			○	→		
イ) 県自然環境保全地域の指定	90			○	→		
ウ) 保安林制度の適正な運用	90			○	→		
エ) 森林計画制度の適正な運用	90			○	→		
オ) 風致地区の適正な運用	90			○	→		
②市民等との協働による森林の保全・活用							
ア) 県水源の森林づくり事業の推進	90	○	○	○	→		
イ) 水源環境の保全・再生（地域水源林整備事業）	91	○		○	→		
ウ) 県森林再生パートナー制度の推進	91		○	○	→		
エ) 企業等との協定による森林保全の推進	91	○	○	○	→		
(2) まちを取り巻くみどり『里』の保全・活用							
①農地制度の適正な運用と農地保全							
ア) 農振・農用地区域の指定	91			○	→		
イ) 耕作放棄地の解消と営農環境の保全	92	○		○	→		
②農業・農村環境の多面的機能の活用							
ア) 農業への理解の促進と交流の推進	92	○		○	→		
(3) まちを取り巻く『海』の保全・活用							
①法に基づく地域指定による海辺のみどりの保全							
ア) 風致地区の適正な運用	92			○	→		
②海岸環境の保全・活用							
ア) 小田原漁港海岸環境整備事業の促進	92			○	→		
イ) 小田原地区特定漁港漁場整備事業の促進	93			○	→		
③海岸環境の美化							
ア) 海岸美化ボランティア活動等の支援	93	○		○	→		
1-2 郊外に立地する大規模な都市公園や緑地、里山を守り継承します。							
(1) まちを取り巻くみどりの拠点育成							
①法に基づく地域指定による自然環境の保全・活用							
ア) 石垣山一夜城歴史公園の保全管理・適切な活用の推進	94			○	→		
②森林の総合利用							
ア) いこいの森の保全・活用の推進	95	○		○	→		
③大規模な都市公園の再整備							
ア) 小田原こどもの森公園わんぱくらんど・小田原フラワーガーデン・上府中公園などの再整備の推進	95			○	→		
イ) 羽根尾史跡公園の利用促進と再整備	95			○	→		

④県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進						○	→
ア) 県立おだわら諏訪の原公園の整備事業の促進		95				○	→
⑤曽我の梅林の保全・活用							
ア) 梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援		96	○			○	→
(2) まちを取り巻くみどりの保全・再生							
①市民等との協働による保全・再生							
ア) 環境再生プロジェクトの推進		96	○			○	→
イ) ふるさとの森づくり運動の推進		96	○			○	→
ウ) 里地里山活動の支援（里地里山活動協定）		96	○				→
②里地里山の保全に関する普及・啓発							
ア) 森や木に親しむイベントの開催		97	○			○	→
イ) 自然観察会開催事業の推進		97	○			○	→
ウ) 環境教育事業の支援		97	○			○	→
1-3 “水と緑のネットワーク” の形成の促進を図ります。							
(1) 生物生息空間の保全							
①条例に基づく地域指定による野生の生き物の保護							
ア) 酒匂川水系のメダカの生息地、コアシサシの郷の保護		98				○	→
②生物生息環境の保全・種の保存							
ア) 特定外来生物の除去		99	○			○	→
イ) メダカのお父さんお母さん制度の推進		99	○	○	○	○	→
ウ) コアシサシの郷づくり事業の推進		99	○	○	○	○	→
エ) サシハが営巣できる環境の再生（休耕田の復活）		99	○			○	→
オ) 酒匂川水系保全事業の推進		99	○	○	○	○	→
(2) 水辺の快適な景観形成とふれあいの場の提供							
①水辺の環境再生・美化							
ア) 環境再生プロジェクト（酒匂川植栽事業）の推進		100	○	○	○	○	→
イ) 河川のアダプトプログラムの推進		100	○	○	○	○	→
②水辺の親水機能等の保全・創出							
ア) 河川環境整備事業の推進		100				○	→
③水路等の歴史的文化的な遺産の継承							
ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用		100	○			○	→



短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

→ : 継続
 ●→ : 新規
 ◆→ : 拡充

基本方針2 まちに潤いと賑わいをもたらすみどりを創出します

2-1 生活に潤いをもたらす、みどりのまちづくりを進めます。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 法や条例に基づく民有地における緑化推進							
①民有地の緑化推進制度							
ア) 開発事業等における植栽地の確保	102		○	○	→		
イ) 工場立地法による緑地等の整備	102		○	○	→		
ウ) みどりの協定の締結	102		○	○	→		
エ) 風致地区の適正な運用	102			○	→		
オ) 生産緑地地区の保全	103	○		○	→		
カ) 地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出	103	○	○	○	→		
②緑化関連制度の見直し検討							
ア) 緑と生き物を守り育てる条例見直し	103			○	→		
イ) 開発事業に係る手続及び基準に関する条例・施行規則・運用基準の見直しの検討	103			○	→		
(2) 市民によるみどりのまちづくり推進							
①民有地緑化の支援							
ア) 「(仮称)民有地の緑化の手引き」の作成・普及	103			○	→		
イ) 民有地緑化支援制度等の創設	103			○	→		
ウ) 市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設	104	○	○	○	→		
エ) 都市廊政策による緑化の推進	104	○	○	○	→		
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり							
ア) コミュニティガーデンづくりの支援	104	○	○	○	→		
③水路等の歴史的文化的な遺産の継承							
ア) 小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	104	○		○	→		
(3) 緑化モデルとしての公共施設の緑化推進							
①公共施設の敷地の緑化							
ア) 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成と緑化推進	105			○	→		
イ) 市立学校等の校庭(園庭)の芝生化の推進	105	○		○	→		
ウ) 植栽の適切な管理の推進	105			○	→		
②道路空間の緑化(街路樹の整備・管理の再構築)							
ア) 「(仮称)街路樹の整備・維持管理ガイドライン」の作成	105			○	→		
イ) 街路樹の再整備・改善の取り組み	106	○	○	○	→		
③市民協働によるみどりの整備・管理							
ア) 「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設	106	○	○	○	→		
イ) 校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり	106	○	○	○	→		
ウ) 公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進	106	○	○	○	→		
2-2 みどりの効果的創出による賑わいのあるまちづくりを進めます。							
(1) 歩いて楽しいみどりのまちづくり							
①歩行空間の緑化							
ア) 中心市街地におけるみどりの回廊づくり	107	○	○	○	→		

イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	108		○	○	●	→
ウ) 大型店における緑化の推進	108		○		→	→
②空き地・未利用地緑化の仕組みづくり						
ア) コミュニティガーデンづくりの支援	108	○	○	○	●	→
(2) みどりのシンボルとしての城址公園の整備・植栽管理						
①城址公園の整備・植栽管理						
ア) 城址公園の整備の推進	108			○	→	→
イ) 城址公園における適切な植栽管理の推進	108			○	→	→

基本方針3 小田原ならではの歴史文化を支えるみどりを育てます

3-1 歴史的文化的な遺産と一体となったみどりを保全し、活かします。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 歴史的風景の残るまち並みの保全・環境整備による都市ブランド力の向上							
①総構関連史跡と一体的なみどり・地形の保全							
ア) 都市公園区域における史跡の保全管理・活用	110			○	→	→	
イ) 城郭環境保全域、景観保全域におけるみどりの景観と地形の保全	111	○	○	○	→	→	
②歴史的風景の拠点と一体のみどりのまちづくり							
ア) みどり豊かな歴史的まち並みの保全・形成	111	○	○	○	●	→	
イ) 市民との協働によるみどりの管理手法の検討	111	○	○	○	●	→	
(2) 市の歴史的資産である神社仏閣等の巨樹・古木の保存							
①法・条例に基づく樹木・樹林の保存							
ア) 天然記念物の適切な保護	111	○		○	→	→	
イ) 保存樹・保存樹林の適切な保護	112	○		○	→	→	
②地域のシンボルとしての保存樹・保存樹林の良好な維持							
ア) 地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発	112	○		○	●	→	
(3) 田園景観の保全・活用							
①水田・水路網の保全・活用							
ア) 河川環境整備事業の推進	112			○	→	→	



短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

→ : 継続
 ●→ : 新規
 ◆→ : 拡充



基本方針4 まちの安全・安心の向上と多世代交流、地域活動に貢献する公園づくりを進めます

4-1 身近な公園や緑地の拡充を図ります。	掲載ページ	取り組み主体			取組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の適正配置							
① 均衡ある都市公園の配置							
ア) 既存ストックや遊休地等を活用した均衡ある公園の配置	113			○	●	→	→
イ) 開発行為等による提供公園の配置基準の見直しの検討	114			○	●	→	→
(2) 誰もが利用しやすい親しまれる都市公園づくり							
① 安全・安心な都市公園づくり							
ア) 身近な公園における老朽化施設改修の推進	114	○		○	●	→	→
イ) 公園空間および公園施設の安全・安心の確保	115	○		○	●	→	→
② 計画的な都市公園再整備							
ア) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	115	○		○	●	→	→
4-2 市民とつくり育てる身近な公園づくりの拡充・強化を図ります。							
(1) 市民が愛着を持てる都市公園づくり							
① 市民とつくる身近な公園の拡充							
ア) 身近な公園プロデュース事業の普及・啓発	116	○		○	◆	→	→
イ) 都市公園におけるニーズ調査	116			○	●	→	→
② 市民のプロデュース力の向上							
ア) 「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催	116	○		○	●	→	→
4-3 多世代交流や地域活動、市民ニーズを活かした公園づくりを進めます。							
(1) 都市公園での多世代交流の促進							
① 都市公園整備への市民参加							
ア) 都市公園整備時における地域の住民意見の反映	117	○		○	●	→	→
② 都市公園での多世代交流の促進							
ア) プロダクティブエイジングの推進	117	○		○	◆	→	→
イ) 都市公園を地域活動の拠点とした多世代交流の促進	117	○		○	●	→	→
(2) 公園空間の利活用の促進							
① 市民団体等による都市公園利活用の促進							
ア) 市民等の都市公園の利活用の促進	118	○	○	○	●	→	→
イ) 都市公園における提案型協働事業制度の活用の促進	118	○	○	○	◆	→	→
4-4 市民の安全・安心の向上に寄与する公園の防災機能等の強化を図ります。							
(1) 地域の防災性能向上							
① 都市公園における災害への防備							
ア) 街区公園における防災機能の確保の支援	119	○			◆	→	→
イ) 都市公園における災害時の対応	119			○	●	→	→

基本方針5 市民・企業・行政がともにみどりを育む取り組みを進めます

5-1 みどり豊かな小田原を育む地域の人材育成を行います。	掲載ページ	取り組み主体			取組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 緑化に関する市民等の興味・関心の育成							
①緑化に関する普及・啓発							
ア) 花とみどりの講習会の拡充	120	○		○	◆	→	→
イ) きらめき出前講座の活用	120			○	◆	→	→
ウ) まちぐるみ花とみどりイベントの実施	121	○	○	○		●	→
②市民・企業の緑化活動の支援							
ア) グリーンカーテンの普及・啓発	121	○	○	○	→	→	→
イ) 緑化活動等に関する表彰制度の創設	121			○		●	→
③緑化関連情報の発信							
ア) 市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発	121	○	○	○		●	→
イ) 市民・企業によるみどりのまちづくり活動紹介	121			○	●	→	→
(2) みどりの整備・管理に関わる市民力の強化							
①みどりのまちづくりに関する環境教育の推進							
ア) 環境教育事業の拡充	121	○		○	◆	→	→
②みどりの保全・育成・管理に関わる人材育成							
ア) 森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立	122	○	○	○	◆	→	→
イ) 農業に参画しやすい環境づくり	122	○	○	○	→	→	→
5-2 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくりを進めます。							
(1) 市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進							
①市民や企業等との協働によるみどりのプロジェクト(再掲)	123	○	○	○	→	→	→
②みどりに係る企業のCSR(企業の社会的責任)活動の場の提供							
ア) みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進	124		○	○	→	→	→
イ) 「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	124		○	○		●	→

短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

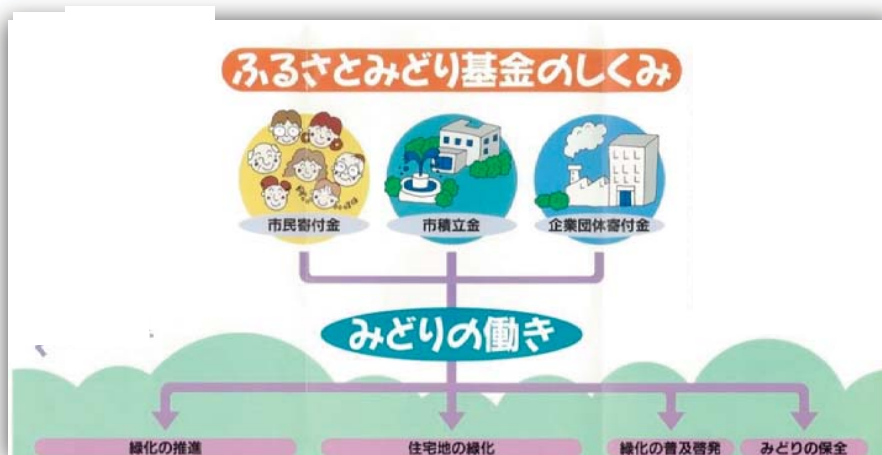


基本方針6 持続可能なみどりのためのマネジメントの促進を図ります

6-1 多様な主体がともに手を結び、小田原のみどりのマネジメントを実施します。	掲載ページ	取り組み主体			取り組み時期		
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期
(1) 都市公園の再整備（リニューアル）の推進							
①都市公園の再整備方針の策定							
ア) 都市公園の再整備方針の策定	125			○	●	→	→
②持続可能な公園のための仕組みづくり							
ア) 指定管理者による自主事業の活用	126		○	○	●	→	→
イ) 都市公園の魅力向上のための収益還元の仕組みづくり	126			○	●	→	→
ウ) 公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討	126	○	○	○	●	→	→
エ) 公園施設等の寄付受納制度の検討	126	○	○	○	●	→	→
③都市公園のストック適正化							
ア) 都市計画公園の長期未着手区域における見直しの検討	126			○	●	→	→
イ) 開発行為等による提供公園配置基準の見直しの検討	126			○	●	→	→
ウ) 「(仮称)身近な公園リニューアル事業」の実施	127	○		○	●	→	→
(2) 持続可能なみどりのための資金循環							
①ふるさとみどり基金をベースとした資金循環の構築							
ア) ふるさとみどり基金の利活用基準の作成や体制づくり	127			○	●	→	→
イ) ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	127			○	◆	→	→
ウ) ふるさとみどり基金の「見える化」の推進	127			○	●	→	→
(3) みどりのマネジメントのための担い手づくりと連携強化							
①地域の緑化団体への支援の拡充	127	○		○	●	→	→
②公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	128		○	○	●	→	→
③他分野の団体との連携・協力	128	○		○	●	→	→
(4) みどり施策の進行管理のための取り組み							
①「(仮称)小田原のみどり公園協議会」等の設置検討	128	○	○	○	●	→	→

短期：概ね当初5年間
 中期：概ね5～10年後
 長期：概ね10～20年後

→ : 継続
 ●→ : 新規
 ◆→ : 拡充



【用語の解説】

【あ行】

ICT

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われています。

アダプトプログラム

市民と行政が協同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方のこと。

エコロジカル・ネットワーク

生物の生息空間を相互に連結することによって、生態系の回復と、生物多様性の保全を図る取り組みのこと。

野生の生き物が必要とする餌場やねぐら等と移動経路から構成されるものです。自然地が失われると、自然の質が低下し、繁殖がうまくいけなくなり、その生き物の存続に支障をきたします。

本市に存在する森・農地・都市内緑地・水路・河川・海を生かし、エコロジカル・ネットワークを形成することにより、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

都市内では、建物の敷地内に確保された開放性が高くまとまりある広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として自由に通行または利用できる場所も指します。

【か行】

街区公園

都市公園法に定められている都市公園の種別の一つで、主として街区内の居住者の利用のための公園。

街区内の居住者が容易に利用できるように、面積2,500㎡を標準として配置する市民の皆さんにもっとも身近な公園です。平成26年4月1日現在、本市の都市公園147か所のうち、約9割の134か所が街区公園です。

風の道

市街地の後背地に広がる樹林からの風の流れや、海風など自然の風を活用するための空気の通り道のこと。

ヒートアイランド現象などの都市気象を緩和するため、その地域特有の風や水系、地形などを利用し、風を取り込みやすいように水路や道路、建物等を配置したり、植栽、樹林などの保全、都市公園の整備などにより、都市内に新鮮で冷涼な空気の流れをつくり出す手法として用いられます。

本市には酒匂川、早川などの河川が流れており、これらの河川と公園緑地などをまちづくりにうま

く生かしていくことで、快適なまち並みが形成されるようになります。

既存ストック

本計画では、既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の未利用地などを指します。ストックが蓄積されてきた低成長の成熟社会では、今後、需要の大幅な伸びは予想されず、新規投資から既存ストックの有効活用に重点を移していくことが必要とされ、各地で既存ストックをまちづくりに生かしていく取り組みが盛んに行われるようになっていきます。

グローバリゼーション

国家などの境界を越えて広がり一体化していくこと。特に、経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げることをあらわします。

公園空白地

都市公園とその代替えとなる広場や緑地など（公共施設緑地）などの配置状況から誘致圏域外となる区域のこと。

公園施設の設置管理許可制度

都市公園の機能の増進に資する場合、公園管理者以外の第三者に公園施設の設置又は管理を許可することができる制度のこと。

公園未充足地区

都市公園やその代替えとなる広場や緑地など（公共施設緑地）を加えた都市公園等の住民一人当たり面積、誘致圏域の充足率、市街化区域面積の占める割合、人口の増加の有無などの条件から、公園等の機能が不足している地区として、特定された地区のこと。

公共施設

小田原市施設白書（平成22年3月）において、示されている「公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって設置された施設（条例で規定））を中心に、公の施設ではなくても市民の利用の多い、あるいはサービスを提供している行政財産や普通財産の施設を含めた施設」を指します。

公共施設緑地

都市公園以外で、公園緑地に準じる機能を持つ施設や公共公益施設の植栽地等。

コネクティビティ

連結性。相互接続性。複数のものを連結する際の簡易性をあらわします。

コミュニティガーデン

「地域の庭」として、商店街などが維持・管理する空地のこと。

【さ行】

CSR活動

企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指します。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域を指します。

社会資本

道路・港湾・上下水道・公園・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。

充足率

地区面積に対する地区内の公園等の誘致圏域面積の割合のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

地球上の多様な生きものが、自然環境の破壊等によりこれまでにない早さで失われつつあります。国際的に生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取り組みがされています。また、生物多様性基本法が平成20年6月に施行されました。神奈川県では、平成27年度末に「神奈川県生物多様性地域戦略（仮称）」を策定する予定で、検討が進められています。

絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、絶滅の恐れがある動植物の種のこと。絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保護は生物多様性の保全の上でも重要な課題となっています。

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）は「レッドリスト」を、環境省は「レッドデータブック」を刊行し、絶滅危惧種の保護に乗りだしています。

神奈川県内のレッドリストについては、神奈川県立生命の星・地球博物館が平成14年から17年にかけて調査・研究を行ない、その成果を、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」としてまとめ、平成18年に刊行しています。

総合公園

※「都市公園」参照

生産緑地

良好な都市環境の形成のため効用があると認められる市街化区域内にある500㎡以上の一団の農地で、都市計画に定めたもの。

【た行】**大規模な都市公園**

本計画では、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園を総称したものを。

ダイバーシティ

多様性を意味する。直訳すると、「幅広く性質の異なるものが存在すること」「相違点」。

地域制緑地

私たちの生活で重要な役割を担うみどりや、様々な生物の生息空間となっているみどりを守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を十分確保するもの。

都市のみどりの保全に関する「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、保存樹林などがあり、一定の土地の区域を指定し、その土地の利用等に対し規制を行うことで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としています。緩やかな規制を行うものから現状を凍結的に保全するものまで、さまざま制度が用意されています。本市では、風致地区、生産緑地地区、保存樹林の指定を行っています。

そのほか、法に基づく農林業に関わる農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林、自然環境に関わる自然公園、河川区域、神奈川県条例に基づく自然環境保全地域、天然記念物、および小田原市の条例に基づく天然記念物が指定されています。

邸園

相模湾沿岸地域一帯は、明治期から別荘・保養地を形成して、首都圏で活躍する政財界人・文化人らが滞在・交流する地域として発展し、さまざまな文化を発信・蓄積してきました。この地域の歴史・文化を育み、人々の心に残る景観を形づくってきた邸宅・庭園や歴史的建造物を、神奈川県では邸園等と呼び、「邸園文化圏再生構想」に基づき、官民協働により、新たな文化発信や地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用する取り組みを行っています。

都市計画区域

都市計画法に基づき、都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。本市は、市域全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整・開・保)

都道府県知事が定める都市計画区域のマスタープランであり、都市計画区域ごとに、都市計画の目標、区域区分(線引き)の決定の有無、土地利用、都市施設の整備など主要な都市計画の決定の方針を、整備、開発及び保全の方針として定めることとされている。都市計画区域について定める都市計画は、この方針に即して定めることとなる。

都市計画公園

都市計画決定されて整備される公園または緑地。

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープラン、あるいは略して都市マスとも呼ばれる。1992(平成4年)の都市計画法改正で、市町村が都市計画に関する基本的な方針を定めることとなった。都市の全体像、地域ごとの市街地像、公共施設の整備方針等について定めるもので、県の定める「整・開・保(市町村の枠を超えた広域の見地から定めるマスタープラン)」とともに、まちづくり計画や事業の根拠を成す。

都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。都市公園には次のような種類があり、市内には街区公園、総合公園、運動公園、植物公園、墓園、広域公園、緑道を設けています。

種類	種別	内容	市内での有無
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	あり
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	—
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	—
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。	—
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	あり
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	あり
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	あり

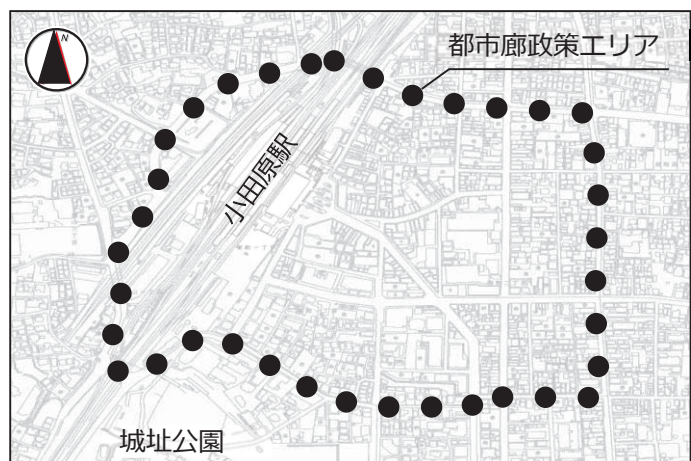
種類	種別	内容	市内での有無
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様な選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。	—
	国営公園	一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	—
緩衝緑地	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。	あり
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	—
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。	—
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	あり

都市廊政策

平成23年3月策定の小田原市総合計画に、小田原駅周辺の都市空間と小田原城周辺の歴史的空間が近接している魅力を最大限に生かし、回遊性を高め、街なかの活性化を図るため、「都市廊」が位置づけられました。

都市廊政策基本方針（平成26年4月改訂）で、都市廊政策を「統一感のある調和のとれた景観、賑わいのある魅力的な商業空間及び花と緑あふれる街路（歩行者空間）の創造と持続可能な街なか居住の実現を図るまちの形態」と定義しています。

都市廊政策では、「もてなしの道路空間づくり」「魅力ある商店街づくり」「住みよい居住空間づくり」の3本の柱を基本方針として設定し、魅力ある、歩いて楽しい歩行者空間の創造と街なか居住の促進を図り、新たな市街地形成とコミュニティの再生による、安心して暮らしやすい、にぎわいとやすらぎのある居住空間づくりと合わせ、小田原駅周辺の中心市街地の活性化を目指しています。



【な行】**ネーミングライツ**

スポンサー企業等が市に対価等を支払い、市が所有する公共施設等に愛称を付し、対価を施設等の整備費などに充てる仕組みのこと。

【は行】**風致地区**

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）の頭文字を取ったもの。

計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させ、新たな事業、目標、指標の維持・改善等を検討します。計画・施策・事業を検証・評価し、らせん状に継続的改善を図ろうとするものです。

ヒートアイランド現象

都市部の気温は、夏になると周辺地域よりも数度高くなり、等温線を描くと都市部が島のような形で現れることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

コンクリート舗装やアスファルト舗装の増加と樹林地や農地の減少、ビルの輻射熱やビルの冷房、車の排気熱エネルギーの増大などが主な原因とみられています。ヒートアイランド現象については、光化学オキシダントの生成を助長するほか、局地的集中豪雨との関連性も指摘され、ヒートアイランド現象を防ぐためには省エネの推進や、緑化の推進が必要とされています。

ふるさとみどり基金

昭和61年に、市と市民が一体となって推進するみどり豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるために設置したもの。

これまで運用利子を、街路樹植栽、みどりの広場整備、緑道整備、沿道緑化事業などの、緑化推進事業に活用しています。

プレイパーク

プレイパークは「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場です。

屋外での自由な「遊び」を通して得られるさまざまな体験や交流を通して、子どもたちに自主性や主体性、社会性やコミュニケーション能力を育んでももらいたい。そんな願いが込められた遊び場です。

【ま行】**緑と文化の軸**

「小田原市都市計画マスタープラン」（平成23年3月）における、本市の「将来の都市構造」の交流軸の一つ。

「中央公園から、石垣山一夜城歴史公園、辻村植物公園及びいこいの森を経て小田原西部丘陵公園、上府中公園、曾我梅林及び羽根尾史跡公園に至る空間」のことを指します。

街づくりルール

街づくりをめぐる現状・課題に的確に対応した、建築物や工作物、土地利用に関する基準を指します。

街なか緑化事業

都市廊政策の一環として、花とみどりあふれる街路の形成、さらなる賑わいの創出を目的として商店会との協働により平成26年度から3ヵ年のモデル事業として実施。(平成26年度：小田原ダイヤ街商店会、平成27年度：小田原錦通り商店街協同組合、平成28年度：お堀端通り商店街振興組合(予定))。

マネジメントサイクル

※「PDCAサイクル」参照

みどりの文化財(史跡、邸園ほか)

指定文化財(史跡、天然記念物)、国登録有形文化財(うち、庭園等を付帯するもの)、小田原ゆかりの優れた建造物(同)

【や行】

誘致圏域

公園等を中心とした一定の半径の区域。

本計画では、街区公園およびオープンスペースは250m、4ha未満の総合公園は500m、4ha以上の総合公園は1kmとしています。

【ら行】

緑被調査

航空写真や衛星写真を解析し、緑被地(樹林地、草地、農耕地)の面積や分布状況を把握するための調査。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

レジリエンス

「弾力」、「復元力」、「回復力」、「強靱」さをあらわす。

🔍 行動別インデックスページ ～ Let's TRY ～

市民や企業などの皆さんが取り組めるものをまとめたインデックスページです!!

活動する

海や川を舞台にやってみよう!



	掲載ページ	市民	企業
海岸美化ボランティア活動等の支援	93	○	
環境再生プロジェクト(酒匂川植栽事業)の推進	100	○	○
河川のアダプトプログラムの推進	100	○	○
小田原用水、荻窪用水等の保全・活用	100・104	○	

森や里を舞台にやってみよう!



	掲載ページ	市民	企業
県水源の森林づくり事業の推進	90	○	○
水源環境の保全・再生(地域水源林整備事業)	91	○	
県森林再生パートナー制度の推進	91		○
企業等との協定による森林保全の推進	91	○	○
耕作放棄地の解消と営農環境の保全	92	○	
農業への理解の促進と交流の推進	92	○	
ふるさと森づくり運動の推進	96	○	
里地里山活動の支援(里地里山活動協定)	96	○	
森づくりボランティア養成と市民協働森づくり制度確立	122	○	○

まちなかを舞台にやってみよう!



	掲載ページ	市民	企業
「(仮称)おだわらマイツリー制度」の創設	106	○	○
公共施設のみどりの育成に関わる市民協働の推進	106	○	○
「(仮称)まちはなみどりスポンサー花壇事業」の推進	108・124		○
身近な公園プロデュース事業の普及・啓発	116	○	
プロダクティブエイジングの推進	117	○	
グリーンカーテンの普及・啓発	121	○	○
市民・企業との協働による緑化推進制度の普及・啓発	121	○	○
みどりの保全・創出に関わる企業のCSR活動の推進	124		○
公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討	126	○	○
公園施設等の寄付受納制度の検討	126	○	○
ふるさとみどり基金の拡充と資金循環の構築	127		

身の回りのことを地域みんなで決めよう!



	掲載ページ	市民	企業
地区計画の適正な運用と地区計画等を活用した緑地の保全・創出	103	○	○
市民等による「(仮称)みどりの地域づくり提案制度」の創設	104	○	○
都市廊政策による緑化の推進	104	○	○
コミュニティガーデンづくりの支援	104・108	○	○
校庭(園庭)の芝生化に関わる市民管理の仕組みづくり	106	○	○
中心市街地におけるみどりの回廊づくり	107	○	○

生きものに親しんでみよう!



掲載ページ 市民 企業

	掲載ページ	市民	企業
環境再生プロジェクトの推進	96	○	
メダカのお父さんお母さん制度の推進	99	○	○
コアシサシの郷づくり事業の推進	99	○	○
サシバが営巣できる環境の再生(休耕田の復活)	99	○	
地域のシンボルとしての指定保存樹・保存樹林の市民への啓発	112	○	

知る・学ぶ



川や森、里に親しもう！



	掲載 ページ	市民	企業
いこいの森の保全・活用の推進	95	○	
酒匂川水系保全事業の推進	99	○	○
梅林の観光レクリエーション利用の促進と支援	96	○	
森や木に親しむイベントの開催	97	○	
農業に参画しやすい環境づくり	122	○	○

講習や講座を受けてみよう！



	掲載 ページ	市民	企業
「(仮称)公園プロデュース講習会」の開催	116	○	
花とみどりの講習会の拡充	120	○	
きらめき出前講座の活用	120		
まちぐるみ花とみどりイベントの実施	121	○	○
公園指定管理者との連携による緑化の担い手づくり	128		○

生きものや自然のことを知ろう！



自然観察会開催事業の推進	97	○	
環境教育事業の支援	97	○	
環境教育事業の拡充	121	○	

小田原市緑の基本計画 **おだわらみどりの創生プラン**
いのち・くらし・なりわいを支える持続可能なみどりをめざして

平成 8 年 3 月策定

平成 28 年 3 月改訂

小田原市建設部みどり公園課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465 (33) 1584 FAX 0465 (33) 1565